

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、より透明性の高い効率的な経営組織の運営とコンプライアンス体制を通してコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが最重要課題と考えております。このため引き続き内部監査の充実による経営の適法性、妥当性のチェックと、社内研修により企業倫理と法令遵守の徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4】

現時点では、機関投資家の割合も少なく、海外投資家はほとんどないため、募集通知の英訳や議決権の電子行使は行っておりません。ただし、今後も当該比率の動向を注視して、検討したいと考えております。

【原則1-5】

現時点では、当社の経営に賛同されている安定株主の割合が非常に高く、買収防衛策導入は行っておりません。

【補充原則3-1-2】

海外投資家がほとんどないため、英語での情報開示・提供は行っておりません。ただし、今後の海外投資家比率を注視して、その動向に合わせた対応をしたいと考えております。

【補充原則3-2-1】

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況を把握し評価していますが、今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして策定し、監査役会にて協議の上、評価するための基準を決定する予定です。

(2)外部会計監査人との意見交換や、監査計画及び監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識しておりますが、現在の景気及び経営環境は、短期間での変化が激しく、中期経営計画を立案するには、いたっておりません。今後は、景気動向等が落ち着いた段階で、中期経営計画を立案することも検討してまいります。

【原則4-8】

現在、独立性の高い社外取締役を1名選任しており、残り1名についても現在選定を検討中であります。(第51期有価証券報告書 P.18【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)-3より抜粋)

有価証券報告書:EDINET及び当社ウェブサイト(<http://www.almetax.co.jp/>)で開示

【補充原則4-8-1】【補充原則4-8-2】

独立社外取締役と監査役または監査役会は、その連携を目的に意見交換及び情報交換をするための連絡会議を開催しております。尚、「筆頭独立社外取締役」に関しては、社外取締役の複数化も含めて今後の課題と致します。

【原則4-11】

取締役会については、4-11-1で開示しております。

当社監査役は、財務・会計に関する専門的な資格を有する者や経理・財務部等に勤務の経験のある者はおりませんが、職務経験及びセミナーや研修会などの参加を通じて、一般的な会計に関する知識を有しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性について分析・評価する具体的な枠組みについて、現在検討中であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4】

(1)政策目的の保有株式については、営業手段のひとつとした取引先との関係強化、財務政策、配当金収入、当社の健全な経営に役立つこと等を総合的に勘案して保有する方針であります。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使については、個々の発行会社の状況等に応じて、その議案が当社の保有方針と適合し、発行会社の健全な経営に役立つことを総合的に勘案して行っております。

(3)保有株式の将来的な見通しについては、担当取締役が隨時検証を行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

【原則1-7】

(1)主要株主等(関連当事者)との取引を新たに開始する場合には、その取引が会社や株主共同の利益を害するがないよう検討しております。また、関連当事者との取引と取引条件及び取引条件の決定方針は、募集通知、決算短信及び有価証券報告書により開示しております。

募集通知:TDNETで開示

決算短信:TDNET及び当社ウェブサイト(<http://www.almetax.co.jp/>)で開示

有価証券報告書:EDINET及び当社ウェブサイトで開示

(2)役員の競合取引及び役員との会社の取引は、会社や株主共同の利益を害するないように、取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。

【原則3-1】

(1) 経営理念や経営戦略等を「平成24年3月期決算短信 3.経営方針、第51期株主の皆様へ P.3 経営方針」で開示しております。
(2) コーポレートガバナンス・コードの原則をふまえたコーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書等にて開示いたします。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役については、会社法の定める基準に沿って選任することとしております。また、東京証券取引所が定める基準に沿って、独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、また代表者でもその意見には傾聴せざるをえない立場の独立役員を社外取締役及び社外監査役から確保することとしております。(第51期有価証券報告書 6[コーポレート・ガバナンスの状況等 3社外取締役及び社外監査役との関係]より抜粋)

社内の取締役・監査役の選任基準は、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献する資質を有していること、優れた見識・能力及び豊富な経験を有していることであります。

(5) 各取締役及び監査役の履歴、並びに社外取締役候補者及び社外監査役候補者の履歴及び選任理由を株主総会の招集通知にて開示しております。

募集通知: TDNETで開示

決算短信: TDNET及び当社ウェブサイト(<http://www.almetax.co.jp/>)で開示

有価証券報告書: EDINET及び当社ウェブサイトで開示

株主の皆様へ: 当社ウェブサイトで開示

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程により、取締役会において、経営全般にわたる情報の共有化、法令または定款に規定するものその他、当社の重要事項の決定を行っております。また、それ以外の事項については、経営陣に委任しております。

そのうえで、業務執行の責任の明確化、それによる取締役会の業務執行に対する監督強化、並びに意思決定の迅速化による経営の効率化を目的として、執行役員制度を導入しております。また、執行役員規程により、執行役員の業務執行に対する委任の範囲を定めております。

【原則4-9】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しています。

【補充原則4-11-1】

取締役の人数の上限は、定款で15名と定めております。また、取締役会全体の構成としては、様々な知識・経験・能力を有した人員を選任しており、その経歴は募集通知・有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、招集通知で開示しております。また、社外取締役・社外監査役の兼任状況は、合理的な範囲にとどまっております。

募集通知: TDNETで開示

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対して、当社の経営課題、財務・法令遵守等に関する必要な知識の習得を目的として、各種セミナーや交流会などに参加し、知識の習熟を図ることとしております。

【原則5-1】

(1) 当社では、IR担当取締役が責任者となり、株主との建設的な対話に努めています。また、株主からの対話の対応者については、株主の希望も考慮の上で、インサイダー情報を除き、合理的な範囲で他の担当取締役が対応する場合もあります。

(2) IR担当取締役は、管理部、経理部、総務部、その他関連部署との連携を行い、株主との面談に対応しております。

(3) 個別面談以外の株主との対話の手段として、投資家説明会等は現在行っておりませんが、電子メールによる問い合わせを受け付けており、適切な対応を行っております。

(4) 株主との対応で得た重要な情報については、必要に応じて他の経営幹部が認識できるように情報共有に努めています。

(5) 株主との対話に際しては、「インサイダー取引に関する社内規則」に基づき、インサイダー情報管理に留意しております。なお、IR担当取締役は情報管理責任者を兼任しており、情報の取り扱いには十分に配慮しております。また、各取締役は、毎年インサイダー情報管理に関する教育を受けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水ハウス株式会社	3,740,447	31.40
積水化学工業株式会社	703,910	5.91
アルメタックス従業員持株会	471,086	3.95
鈴木信幸	140,000	1.18
遠山和子	130,000	1.09
株式会社みずほ銀行	121,583	1.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	121,574	1.02
石川晋	115,000	0.97
引間龍治	102,400	0.86
カネエム工業株式会社	100,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
和田 勇	他の会社の出身者					○	○				
濱岡 峰也	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 勇		当社の主要取引先である積水ハウス株式会社の代表取締役会長兼CEOであります。当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は同社に対し住宅建材製品の販売をおこなっております。	当社の経営に対し、適切な助言を求める為。
濱岡 峰也	○	独立役員に指定しております。阪神電気鉄道株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。また、当社との間で法律顧問契約を締結しておりましたが、平成27年4月30日付で同契約を解約いたしました。	当社が独立役員に指定した社外取締役は独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また、弁護士としての専門的見地に加え、社外役員を含む企業法務に関する豊富な経験からの指導を期待しており、独立役員にふさわしいと判断し、指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では監査役と会計監査人は、相互に協力して監査をおこなっております。また中間期及び期末期には各会計期間の監査状況を両者で協議いたしておりますが、監査役もしくは会計監査人が必要と認めた場合は、その都度協議の場を設け、意見交換いたしております。
当社は内部監査部門として監査室を設けております。監査役と監査室は相互に協力し、内部監査を適宜行い、経営の適法性、妥当性のチェックと法令遵守の徹底を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻 清孝	他の会社の出身者											△		
吉田憲五	他の会社の出身者									△	△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 清孝	○	独立役員に指定しております。 当社の取引先である積水化学工業株式会社の常勤監査役であります。当社は同社に対し住宅建材製品の販売をおこなっております。	当社が独立役員に指定した社外監査役は、独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない。また、当社の事情に精通しており、代表者でもその意見には傾聴せざるをえない立場なので、独立役員にふさわしい。当社の経営の透明性を高める為。
吉田憲五		当社の主要取引先である積水ハウス株式会社の常任監査役であります。当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は同社に対し住宅建材製品の販売をおこなっております。	当社の経営の透明性を高める為。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の売上及び収益の大部分は、大手プレハブ住宅メーカーを中心とした特定需要家からの比較的安定した発注によるものである為、現在は取締役に対しインセンティブの付与はおこなっていない。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬総額と監査役に支払った報酬総額に分けて記載。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、内規に基づき協議した金額を、取締役会で決議しております。また、監査役の報酬の額については、監査役会で協議して定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役・監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、社外取締役・監査役の業務補助のためスタッフを置くことにしている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役8名のうち、2名が社外取締役であり、監査役3名のうち、2名は社外監査役あります。当社は執行役員制度を導入しており、取締役及び従業員からなる執行役員10名を選任しております。取締役及び取締役会は、執行役員の業務の執行を管理、監督しております。

また、監査役制度採用会社であり、監査役会を設置しております。最高意思決定機関として取締役会を毎月1回以上開催し、経営全般にわたる情報の共有化、法令遵守の徹底を図っております。

また同会には、監査役が出席して必要に応じて意見陳述を行い取締役の業務執行を常に監視できる体制をとっています。

当社は監査室を設置し、人員4名を配置し書面及び聞き取りによる監査を実施し代表取締役に内容報告を行い、業務の適正化、内部監査機能の強化を図っております。

また、その内容等について、監査後、公認会計士とも協議いたしております。

弁護士事務所と顧問契約を締結し、常時法律上の相談、指導を受けるとともに適法性の助言をいただいております。

会計監査人と、会社法及び金融商品取引法による監査契約を締結しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と、監査役会による監査機能を有しております。

また、社外取締役は、和田勇氏は、経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすため、濱岡峰也氏は、弁護士としての専門的見地に加え、社外役員を含む企業法務に関する豊富な経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため選任しております。また、社外監査役は、公正な意見の表明を受け、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるために選任しております。したがって、経営に対する監視機能の客観性ならびに中立性は十分に確保されているものと判断し、当該体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定発送期限より早期発送をおこなっている。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の新着情報及び投資家情報において、有価証券報告書・決算短信・四半期開示(新着情報のみ)等の適時開示情報をリアルタイムにて掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1)ISO14001認証を2002年7月に全事業所で取得した。2003年7月には山口センターでゼロエミッション(廃棄物の削減・再資源化)を達成したのに引き続き、2004年9月には滋賀工場、2005年3月には東北センター、同年12月には関東工場、2007年3月には静岡センターにおいてゼロエミッションを達成。</p> <p>(2)大阪本社および東京支店では昨年6月1日から9月末まで、クールビズを実施。本年も実施する。</p> <p>(3)グリーン設計、グリーン購買の積極的な活動の実施。</p> <p>(4)従業員による各事業所周辺の清掃等を定期的に行っている。</p> <p>(5)滋賀工場では琵琶湖の環境汚染防止のため、緊急事態発生時の水路や河川への油類の万一の流出事故に備えて、地域の企業・行政機関とともに地域並びに事業所周辺の水路図調査を実施している。</p> <p>(6)お客様はじめ、取引先、株主、地域社会などステークホルダーから信頼と共感を得られるよう、役員・従業員の業務活動の指針として「倫理行動基準」を制定し、遵守している。</p> <p>(7)環境保全および法令遵守のため、従業員を対象とした研修を実施している。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について下記のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役及び使用人が法令・定款を遵守するための倫理行動基準を制定し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署において、規則、ガイドラインの策定と研修を行う。

(2)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。

(3)内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置く。

(4)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(5)法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する情報についての社内報告体制を整備し運用する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性・公正性を維持した的確な対処の体制を整備することとする。

(6)監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適切に保存、管理する。

また、情報管理については、情報セキュリティや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

製造・物流及び製品

販売・仕入

財務・経理

(2)リスク管理対象の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

(2)取締役の決定に基づく業務執行については、組織分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を要請した場合、監査役と協議の上、使用者を置く等しかるべき対応をとることとする。

6 上記5の使用者の取締役からの独立性及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合、当該使用者の人事については、事前に監査役の意見を聞くことと共に、監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性を確保することとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に著しい影響を与える事項について監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役は必要に応じて代表取締役と経営方針、対処すべき課題、監査上の課題等について意見交換を行うほか、会計監査人から財務に関する報告を求める。

なお、監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するものとする。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「倫理行動基準」に定めた精神に基づき、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め毅然と対応するものとし、組織全体への徹底を図る。

警察当局を含む外部専門機関及び顧問弁護士との緊密な連携のもと、情報収集等を行うとともに、役員及び社員に対する研修、啓蒙活動を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

